

●香川県告示第329号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項及び公衆浴場法施行細則（昭和28年香川県規則第24号）第2条の規定により、その他の公衆浴場の種別で営業の許可を受けて設置されたものを除く。）の入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成27年12月1日から施行する。

平成20年香川県告示第426号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等）は、平成27年11月30日限り廃止する。

平成27年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

区 分	入浴料金（1人につき）
12歳以上の者	400円
6歳以上12歳未満の者	150円
6歳未満の者	60円